

米軍人車両によるひき逃げ死亡事件に関する意見書

去る11月7日、読谷村楚辺の旧米軍読谷補助飛行場の外周道路で米軍人車両によるひき逃げ死亡事件が発生し、県民に大きな衝撃を与えている。

近隣に住む被害者の男性は、早朝の散歩中に被害に遭ったものと見られ、遺体が路側帯わきの雑木林を二、三メートル入ったところで見つかっており、「ひき逃げの場合、被害者は前後に飛ぶが、横に飛ぶことは考えにくい」ことを考えると、事件発生の場所と遺体発見場所の関係が極めて不自然であり、事件発覚を恐れて遺体を隠した可能性も考えられる状況である。

ところで、容疑者の米兵は、車を運転していた事実は認めたものの「人をひいたかどうかはわからない」、「木にぶつかってフロントガラスにひびが入り、車を降りて確認したが何もなかった」と話し、事件との関係を否認しているが、その後の捜査で容疑者の米兵が運転していた車両から被害者の血痕や毛髪が検出されると「はねたかもしれない」との認識も示しているとのことである。

その一方で、容疑者の米兵は、当初は県警察の任意の事情聴取に応じていたが、13日以降は供述を拒否し14日以降は出頭も拒否しており、捜査が行き詰まった状態となっている。

ひき逃げ死亡事件は極めて悪質な事件であり、到底許すことはできないものであるが、ましてや被害者を隠して放置したのであれば看過することはできない重大な事件であることから、日米地位協定で規定する「殺人など凶悪事件」に十分該当する事件として日米両政府は真摯に対処すべきである。

よって、本町議会は、県民の生命、人権及び安全を守る立場から、米兵による今回のひき逃げ死亡事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに措置されるよう強く要望する。

記

- 1 事件の全容解明のため、米軍人容疑者の身柄を日本側へ早急に引き渡すよう要求すること。
- 2 米軍人・軍属等の綱紀肅正を徹底的に行うよう要求すること。
- 3 被害者の遺族に対する謝罪と完全な補償を早急に行うこと。
- 4 日米地位協定の抜本的な見直しを早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

沖縄県西原町議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣